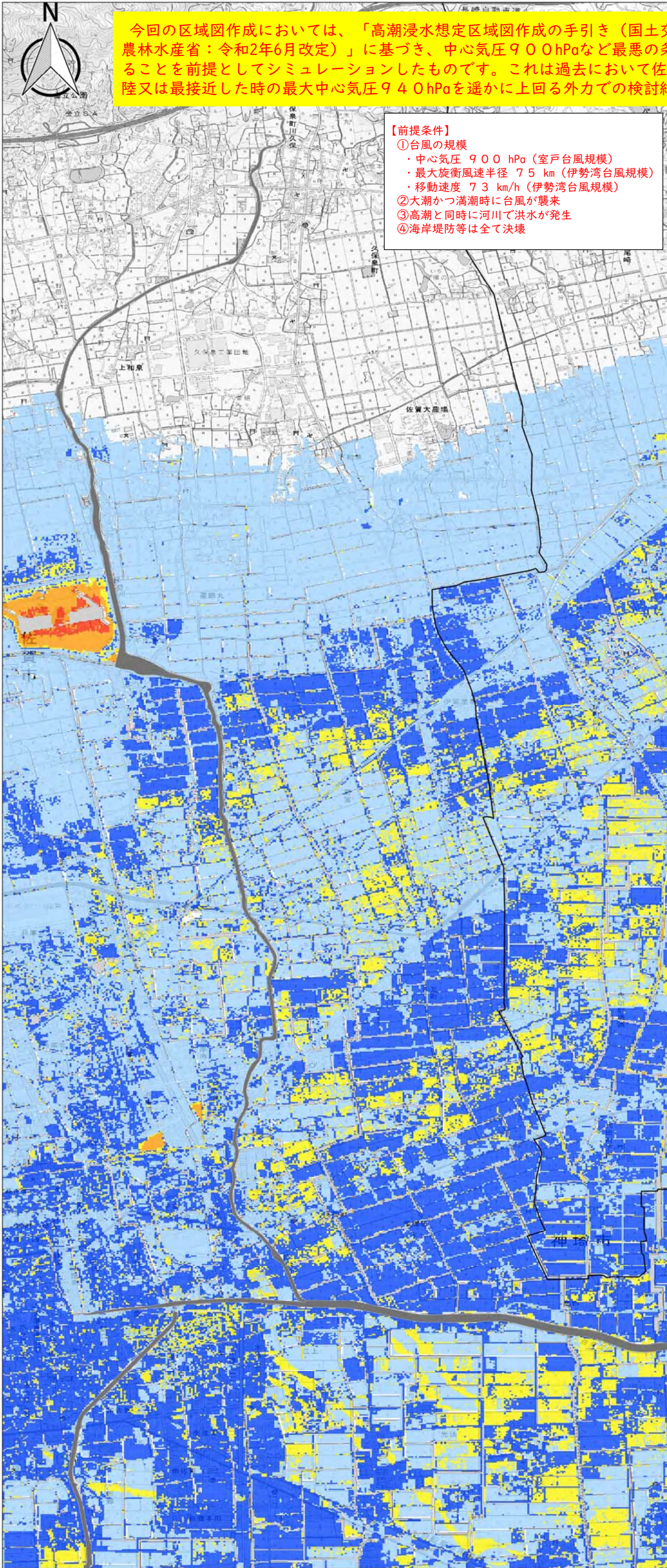
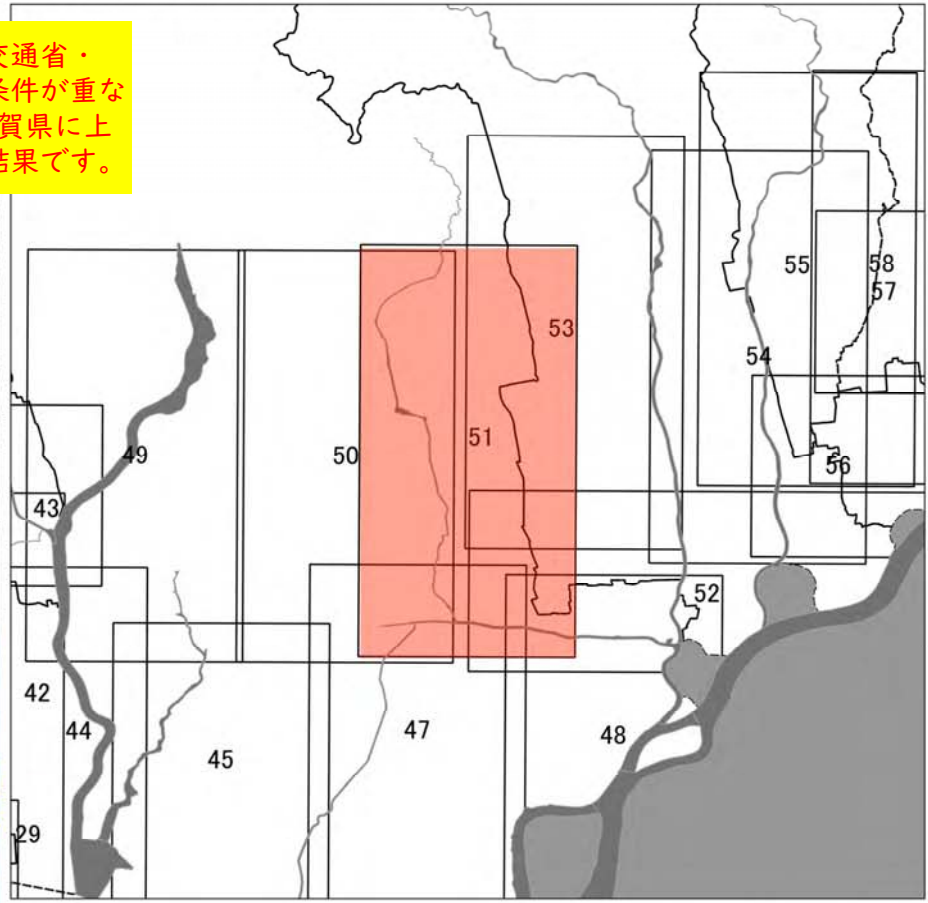


# ▶ 想定し得る最大規模の佐賀県高潮浸水想定区域図 佐賀市 (51/60)



今回の区域図作成においては、「高潮浸水想定区域図作成の手引き（国土交通省・農林水産省：令和2年6月改定）」に基づき、中心気圧900hPaなど最悪の条件が重なることを前提としてシミュレーションしたものです。これは過去において佐賀県に上陸又は最接近した時の最大中心気圧940hPaを遙かに上回る外力での検討結果です。

- 【前提条件】**
- ①台風の規模
    - ・中心気圧 900 hPa (室戸台風規模)
    - ・最大旋衝風速半径 75 km (伊勢湾台風規模)
    - ・移動速度 73 km/h (伊勢湾台風規模)
  - ②大潮かつ満潮時に台風が襲来
  - ③高潮と同時に河川で洪水が発生
  - ④海岸堤防等は全て決壊



**【留意事項】**

- 高潮浸水想定区域図は、水防法に基づき、都道府県知事が高潮による浸水が想定される範囲、浸水した場合に想定される水深等を表示した図面です。
- 高潮浸水想定区域図の作成にあたっては、最悪の事態を想定し、我が国における既往最大規模の台風を基本とし、各海岸で潮位偏差（潮位と天文潮の差）が最大となるよう複数の経路を設定して高潮浸水シミュレーションを実施し、その結果を重ね合わせ、最大の浸水深が示されるようにしております。
- 最大クラスの高潮は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した台風や高潮から設定したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、前提とした各種条件を超える事象により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 地下につながっている階段、エレベーター、換気口等が、浸水区域に存在する場合、地下空間が浸水する恐れがあります。
- 地盤高が朔望平均満潮位より低い地域については、堤防等が被災を受けた場合、高潮が収束した後も、日々の干満によって、浸水が発生する可能性があります。
- 確実な避難のためには、気象庁が事前に発表する台風情報（気象庁は日本列島に大きな影響を及ぼす台風が接近している時には、24時間先までの3時間刻みの予報等を発表しています。）や、市町村で今後作成されるハザードマップ等を活用してください。
- 台風が来襲する前に避難を完了し、高潮警報や避難勧告が解除されるまでは、避難を継続する必要があります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

**【用語説明】**（図-1参照）

- ①高潮：台風等の気象じょう乱により発生する潮位の上昇現象。台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」といいます。
- ②浸水域：高潮や高波に伴う越波・越流によって浸水が想定される範囲です。
- ③浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地盤面から水面までの高さです。
- ④高潮偏差：天体の動きから算出した天文潮（推算潮位）と、気象等の影響を受けた実際の潮位との差（ずれ）を潮位偏差といい、その潮位偏差のうち、台風等の気象じょう乱が原因であるものを特に「高潮偏差」と言います。
- ⑤高潮水位：台風来襲時に想定される海面の高さをT.P.基準で示したものを指します。
- ⑥浸水継続時間：浸水深が50cm になってから50cm を下回るまでの時間です。ここで50cm は、高潮時に避難が困難となり孤立する可能性のある水深として設定しています。なお、緊急的な排水対策等は考慮していないので、目安としての活用に留意してください。

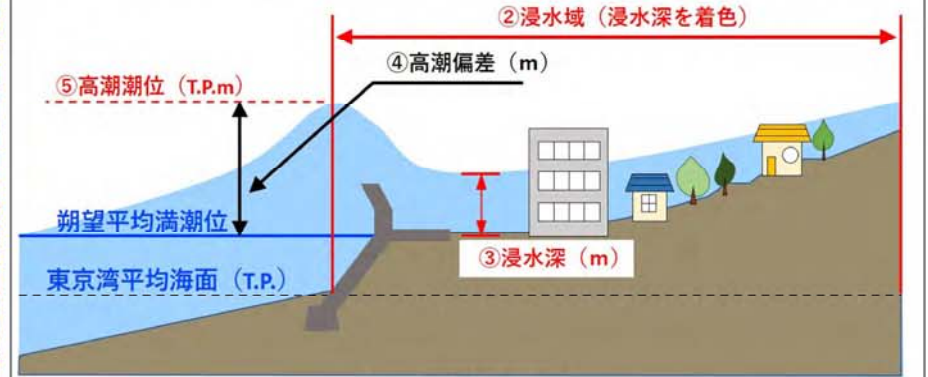


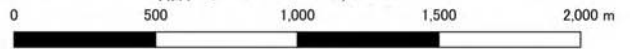
図-1 用語説明

**凡例**

浸水継続時間（浸水深0.5m以上）  
（ランク別）

|            |              |
|------------|--------------|
| Light Blue | 12時間未満の区域    |
| Blue       | 12時間～1日未満の区域 |
| Yellow     | 1日～3日未満の区域   |
| Orange     | 3日～1週間未満の区域  |
| Red        | 1週間～2週間未満の区域 |

縮尺：1/10,000



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)、数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)、数値地図(国土基本情報)基盤地図情報(数値標高モデル)、電子地形図25000及び基盤地図情報を使用した。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHf 574)